

お知らせ

2025年 8 月 5 日
九州電力株式会社**川内原子力発電所 1， 2号機の運転期間延長に係る
認可要件を満足していることを示す書類を提出しました**

川内原子力発電所 1， 2号機は、2023年11月 1 日に原子炉等規制法^{*1}に基づき、20年間の運転期間延長について、原子力規制委員会より認可をいただきました。

(2023年11月 1 日お知らせ済み)

G X脱炭素電源法^{*2}が施行され、運転期間に関する規定が原子炉等規制法から電気事業法へ変更されたことから、本日、経済産業大臣に運転期間延長に係る認可要件を満足していることを示す書類^{*3}を提出しました。

当社は、今後とも、地域の皆さまに安心し、信頼していただけるよう積極的な情報公開に努めてまいります。

以 上

- ※ 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- ※ 2 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律
- ※ 3 改正前の原子炉等規制法で運転期間延長認可（20年）を取得済みの場合、改正後の電気事業法においても、同じ期間の運転期間延長認可を取得済みとみなされる（みなし認可）。ただし、改正後の電気事業法に基づき、施行後 3 ヶ月（2025年 9 月 5 日）以内に認可要件を満足していることを示す書類を経済産業省へ提出する必要がある